

福岡県公報

令和五年四月七日
第三百八十七号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県人事委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則

(人事委員会事務局任用課) ……………一

○福岡県人事委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に

関する規程 (人事委員会事務局任用課) ……………一

○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ……………二

○福岡県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則

(労働委員会事務局調整課) ……………二

○福岡県労働委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に

関する規程 (労働委員会事務局調整課) ……………二

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則を制定し、ここに公

布する。

令和五年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第二十六号

福岡県人事委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則

福岡県人事委員会における個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号

の施行については、福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則(令和五年福岡県規則第十五号)の規定の例による。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成十七年福岡県人事委員会規則第十六号)は、廃止する。

(経過措置)

3 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年福岡県条例第四十三号)附則第三条第二項に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会訓令第二号

福岡県人事委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

福岡県人事委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関しては、知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(令和五年福岡県訓令第六号)の規定の例による。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の廃止)

2 福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(平成十七年福岡県人事委員会訓令第2号)は、廃止する。

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第二十七号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則(平成元年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三の福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験の項中「五十九歳」を「六十四歳」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(受験資格における年齢の特例)

2 令和五年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間における別表第三の適用については、同表福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験の項中「六十四歳未満」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	六十歳未満
令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで	六十一歳未満
令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで	六十二歳未満
令和十年四月一日から令和十二年三月三十一日まで	六十三歳未満

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三十一日

福岡県労働委員会会長 徳永 響

福岡県労働委員会規則第一号

福岡県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)及び福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年福岡県条例第四十三号)の施行に関し福岡県労働委員会が保有する個人情報の保護等について必要な事項については、福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則(令和五年福岡県規則第十五号)の規定の例による。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成十七年福岡県労働委員会規則第四号)は、廃止する。

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県労働委員会訓令第1号

福岡県労働委員会事務局

福岡県労働委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

福岡県労働委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する
 規程
 福岡県労働委員会会長 徳 永 響

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十六条第一項に規定する保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置については、知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和五年三月福岡県訓令第六号）の規定の例による。この場合において、労働委員会における個人情報保護の管理体制は、次の表のとおりとする。

総括管理者	会長
保護管理者	調整課長 審査課長
保護担当者	各課専門調査員（個人情報に関する事務を担当する者）
監査責任者	事務局長

附 則

（施行期日）

- この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
 （福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の廃止）
- 福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成十七年四月福岡県労働委員会訓令第一号）は、廃止する。